



K O M O R O 小諸市

<http://www.city.komoro.nagano.jp/>



第65回 藤村忌

―花と歌を捧げるつどい―

毎年、命日にあたる8月22日に懐古園の藤村記念館の前庭において藤村文学を愛好する皆さんが集い、花や歌を捧げてその遺徳を偲びます。

◆日時 8月22日(水) 午前9時30分

◆場所 藤村記念館前庭(懐古園内)

◆内容

・講話 「昭和2年の島崎藤村」

講師 村上文昭氏(元関東学院大学教授)

・献歌 岳照流日本誠吟会、コールフロラ小諸

小諸草笛会、水明小学校合唱愛好部

・献句、献花

▼問い合わせ先 藤村記念館 ☎22-11130

第14回「小諸・藤村文学賞」

応募作品を募集します。

■作品内容 随筆・エッセイ(題材テーマは自由)

■募集対象 一般の部、高校生の部、中学生の部

■応募作品 4000字詰め原稿用紙、一般の部

10枚程度、高校生・中学生の部5枚程度

■締め切り 一般の部 平成20年1月31日(木)

中高生の部 平成19年11月30日(金)

▼申し込み・問い合わせ先 小諸市生涯学習課

「小諸・藤村文学賞」事務局

(小諸市文化センター内) ☎23-88880



軽井沢町 KARUIZAWA

<http://www.town.karuizawa.nagano.jp/>



重要文化財旧三笠ホテル

今年も夏の三笠ホテルで写真展・コンサートを開催します。爽やかな風の吹き込むロビーで、一息入れませんか!

●写真展「軽井沢百年史」

(土屋写真店・軽井沢八月祭共催)

とき 8月1日(水)～26日(日)

(入館は16時30分まで)

♪ハンドベル発表会

(東洋英和女学院ハンドベル部)

とき 8月16日(木) 15時

♪ミニコンサート

(教育委員会主催)

とき 8月18日(土)・19日(日)

11時～14時

15時30分

・ヴァイオリン・チェロ独奏

・ピアノトリオ

(ピアノ・ヴァイオリン・チェロ)

♪ミニコンサート

(軽井沢八月祭主催)

とき 8月20日(月)～23日(木)

11時30分

13時30分～15時

・チェンバロを中心とした

バロック音楽をお楽しみ

ください。

※各コンサートとも

旧三笠ホテル入館

料のみで自由にお

聴きいただけます。

席に限りがございますので、立ち見となる場合もございます。



三笠ホテルロゴマーク入りオリジナルグッズ」好評発売中!

★ミルクマグカップ

1個 500円

(ブルー・ブルー)

★日本手ぬぐい

1本 300円(藍色)

入館料 一般 400円
児童・生徒 200円
(20名以上は割引有)

【問い合わせ先】

教育委員会 文化振興係 ☎45-8695
旧三笠ホテル ☎42-7072

介護のとびら

問い合わせ先

地域包括支援センター

電話 31-25100(やまゆり共同作業所内)

介護保険ができること、できないこと

「ホームヘルパーの家事援助」編 介護保険の現状(その3)

『介護保険のサービス』と聞いて、ホームヘルパーを思い浮かべる方は多いのではないのでしょうか。

料理、掃除、洗濯など、家事にはさまざまな種類がありますが、介護保険制度では、家事援助(生活援助)として制度に該当する内容と、該当しない内容があります。

現在、介護保険の家事援助は、「本人が1人ではできない、日常的に家庭内で行われる本人のための一般的な家事、できる限り自立した生活を送ることを目的に支援する」と決められています。

- そのため、
- ・ 本人以外の家族のための家事(家族全員の食事づくりや洗濯、本人が日常的に使わない部屋の掃除など)。
- ・ 大掃除や部屋の模様替えのように、日常的な家事の範囲を超えるもの。
- ・ 来客の応対、留守番、草むしりや草木の手入れ、ペットの世話など。
- ・ 金銭や貴重品の取り扱い、自動車の運転、医療行為など。は該当しません。

また、ホームヘルパーの家事援助を利用できるのは、次の項目に当てはまると認められた人に限られています。

- ① 1人暮らし。
- ② 同居家族等に障害や疾病がある場合。
- ③ 同居家族等に障害や疾病がなくても、同様のやむをえない事情により家事が困難な場合。

同居している家族などがいる場合、「家族は仕事がある」「男手しかない」という理由だけでは利用できません。

介護保険に該当しないサービスについては、有償サービスやボランティアの紹介などを行っています。制度に該当しないサービスを介護保険として利用することはルール違反であるだけでなく、制度の適正な運営を妨げる原因になります。

介護保険は、介護の問題を社会全体で支えあう仕組みです。皆さんが納めた保険料を公平に使うため、サービスの使い方は法律などで細かく決められています。

ようこそ

町長室へ

茂木 祐司



たいへん珍しいこともあるもので、早稲田大学の大学院で公共経営研究科から、私に講演の依頼があった、6日に行ってきました。

この研究科は、宮崎県知事の東国原さんも受講していたとのこと。政治家を目指す方々や地方自治体の職員などが受講しており、企業で働きながら受講している学生もいました。「大学院というところは、こんな珍しい学科もあるのか」と驚きました。遠くは大分県の自治体から研修目的で来ている学生もいました。

御代田町長の何に興味があるのかをお聞きしたところ、同和事業の廃止が7割で、ごみ焼却場の建設見直しが3割ということでした。

持ち時間は1時間30分でしたが、同和事業という微妙なテーマだったので「質問は、あまり出ないのでは…」と思っていたら、次から次に質問が出されて20分ほど時間オーバーになりましたが、全員が真剣に聞いてくれました。

「私の町にも同和事業があるけど、廃止はどのようにするためのか」「運動団体からの抵抗はなかったか」「同和教育は必要か、必要ないと考えているのか」など、それぞれの体の体験などをもとにした質問内容で、こうした問題に関心を持っている人が多いことにも驚きました。

今回の講演をおとして、御代田町での実践例が、全国に少しでも発信できて役に立てばと思いました。

町長直通

Fax 32-3141

メールアドレス moteki-y@town.miyota.nagano.jp